

報道関係者各位

令和 7 年 11 月 28 日

山梨県 農政部 耕地課

課長 原田 武

電話 055-223-1626 (内線 5400)

富士川西部広域農道「富士川大橋」全面通行止め解除について

- 耐震補強工事完了に伴い、予定より早期解除 -

山梨県では、令和 7 年 11 月 4 日（火）より実施しておりました「富士川大橋」の昼夜全面通行止めについて、当初 12 月 5 日（金）までの予定を前倒しし、令和 7 年 11 月 29 日（土）午後 3 時を目途に解除いたします。

これにより、地域交通の要である富士川大橋の通行が再開されます。

なお、通行に際しては引き続き安全にご配慮のうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

＜参考＞規制内容

- ・規制期間 : 令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 0 時～11 月 29 日（土）午後 3 時頃
- ・通行止め区間 : 国道 52 号「富士川大橋西交差点」から
　　県道 4 号市川三郷富士川線「富士川大橋交差点」
- ・規制事由 : 富士川大橋の耐震補強工事

【問い合わせ先】

山梨県 峠南農務事務所

農業基盤課 工事施工管理幹 小林